

物品買入れ等指名競争入札参加者の指名の制限等について

世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負を除く）については、平成20年度より希望制指名競争入札制度を導入し、入札の競争性・透明性等の確保を図ってまいりました。しかし、最近、入札参加者の増加等に伴い、事業所の実態のないペーパーカンパニーや、粗雑な履行を行う事業者等が見受けられ、契約期間の途中で契約解除に至るケース等が発生しております。

このため、今後、指名競争入札参加者の指名等にあたっては、下記のとおり、「世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（以下、「指名基準」という。）」の厳格な運用を行うとともに、区と契約実績のない新規事業者については、一定の指名制限を行うことといたしますのでお知らせいたします。

記

1. 「指名基準」について

「指名基準」においては、指名の際の判断事項として次の7項目を掲げ、この点に問題がない場合に指名を行うこととしています。

- ①経営及び信用の状況 ②不誠実な行為の有無
- ③発注業務の履行についての技術的適性 ④発注業務の内容に適した専門性
- ⑤世田谷区発注業務の履行状況 ⑥官公庁等発注業務の実績の有無
- ⑦その他、不適格者と認められる事実の有無

特に、上記②及び⑦に関しては、最近、次のような不適切な点が見受けられます。このような場合には、入札参加者としての指名をしないことがありますのでご了承ください。

- ①正当な理由もなく、入札において不参等を繰り返すもの
- ②区内事業所として登録した住所において、独立した事務所としての形態が整っていない
なかつたり、電話が他事務所へ転送されるなど、事業所の実態がないと認められる
（または、実態がない可能性が高いと認められる）もの

2. 新規事業者の指名制限について

新規参入事業者については、履行状況・品質等に問題がないことを確認する必要があることから、最初の契約についての履行が完了するまでの間、次（2本目以降）の契約締結を行わないこととします。よって、これに該当する場合は、入札参加者の指名を行わないのでご了承ください。

なお、適用の有無は案件公表又は指名通知の際に明示します。

【問い合わせ】

経理課契約係 5432-2145～52